

労働組合福祉協会 委員長労災保険センターについて

委員長だけが専従という組合代表者(一人専従委員長)が労災保険に加入するには、一人親方団体である「労働組合福祉協会 委員長労災保険センター」に会員登録することで可能となります。

専従体制の変化に伴い結果として専従の委員長だけになってしまう場合や、組合規模に応じて専従体制をとることができず委員長だけが専従役員として活動せざるを得ない場合など、労働組合を取り巻く環境は厳しいものがあり、そんな中で組合のために活動する一人専従委員長が労災保険に加入できるシステムの必要性が問われていました。

労働組合福祉協会は、東京労働局の指導を仰ぎながら、産別組織のご協力のもと、平成 21 年 12 月に「労働組合福祉協会 委員長労災保険センター」を設立、厚生労働省の認可を受け、平成 22 年 1 月より弊協会にて労災保険の加入受付を開始しております。これにより首都圏近郊(東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、静岡に労組本部を有する)の一人専従委員長は労災保険に特別加入できるようになり、業務災害・通勤災害はもとより、近年増えている就労(組合活動)に起因するメンタル疾患も含めた労災時の保険給付が受けられるようになりました。

特別加入する際は給付基礎日額を任意に選んでいただくこととなりますが、この給付基礎日額とは、休業補償、遺族補償、障害補償等の給付額を計算するための基となる日額です。

実際の収入に見合う補償を得るには、年収(賞与、交通費を含む)を年間算定基礎額とみなし、それに近いところの日額で加入することをお勧めします(日額と保険料の一覧表参照)。

年間保険料＝給付基礎日額×365 日×3/1000
(労災保険率)

お問い合わせ先:

労働組合福祉協会

T. 03-5497-6294 F. 03-5497-1475

Email: info@roufukushi.org

希望する給付基礎日額と保険料一覧

給付基礎日額	年間算定基礎額	年間保険料
3,500 円	1,277,500 円	3,831 円
4,000 円	1,460,000 円	4,380 円
5,000 円	1,825,000 円	5,475 円
6,000 円	2,190,000 円	6,570 円
7,000 円	2,555,000 円	7,665 円
8,000 円	2,920,000 円	8,760 円
9,000 円	3,285,000 円	9,855 円
10,000 円	3,650,000 円	10,950 円
12,000 円	4,380,000 円	13,140 円
14,000 円	5,110,000 円	15,330 円
16,000 円	5,840,000 円	17,520 円
18,000 円	6,570,000 円	19,710 円
20,000 円	7,300,000 円	21,900 円
22,000 円	8,030,000 円	24,090 円
24,000 円	8,760,000 円	26,280 円
25,000 円	9,125,000 円	27,375 円